

・ 社会的養護・障害児に対する支援

(1) 考え方

新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象。

要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。（再掲）

都道府県等は、現在実施している、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担い、市町村が行う新システムの給付・事業との連携を確保する。



新システムの給付・事業と、専門性の高い固有の施策があいまって、すべての子ども・子育て支援施策を構成。

都道府県等が行う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は、市町村事業と密接に連携しつつ、引き続き専門性・広域性を生かして都道府県が担うことが適当であり、現行制度を維持する。

障害児通所支援の実施主体については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、都道府県等から市町村に移行される

障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要。

(2) こども園（仮称）等での取組

市町村新システム事業計画（仮称）

市町村は、地域における学校教育・保育の需要の見込み（要保護児童、障害児等も含む）及び見込量確保のための方策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。（再掲）

利用支援

特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による利用可能な施設との契約の補助）による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、保育の必要性の認定等と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせんする。（再掲）

【注】当面、保育需要が供給を上回っている場合も、特別な支援が必要な子どもなど、まず優先利用の対象となる子どもについて利用調整を行う。

措置による利用

契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行うこととする（再掲）
虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など

改正後の児童福祉法に規定される保育の措置は、市町村（新システムの実施主体）が判断して実施する。
なお、都道府県等（措置制度等の実施主体）が、把握した児童に対して、保育の措置が必要と認めたときは、市町村に報告・通知しなければならない仕組みを設ける。

また、要保護児童対策地域協議会を活用する等により、都道府県・市町村の間で、保育の措置を行った児童に関する情報交換を行う。

（ 3 ） 地域子育て支援事業（仮称）

市町村は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、地域のニーズを踏まえ、地域子育て支援事業（仮称）を実施。その一環として、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など虐待予防等の支援に資する事業を実施。

地域子育て支援事業（仮称）についても、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を立て、計画的に事業を実施。（再掲）

（ 4 ） 市町村と都道府県との連携

市町村と都道府県の相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置づける。（再掲）

市町村が行う新システムの給付・事業と都道府県が行う専門性が高い施策との連携を確保

都道府県は、児童相談所等の専門機関による支援、現行の措置制度の運営などを引き続き担いつつ、広域的・専門的な立場から、市町村の新システムの給付・事業の運営を支援する。

・子ども・子育て包括交付金(仮称)

子ども・子育て包括交付金（仮称）等

国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた子どものための手当、こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）、市町村事業（子ども・子育て支援事業）の実施に必要な費用について、それぞれの給付・事業の性格に応じて、包括的に国庫負担及び国庫補助を行う（法令上及び予算上は区分）。これらの国庫負担金及び国庫補助金を「子ども・子育て包括交付金（仮称）」と総称する。

財源保障のあり方

個人給付（子どものための手当、こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称））は国庫負担金（義務的経費）とし、市町村事業は、国庫補助金（裁量的経費）とする。

【イメージ】

	財源保障のあり方
子どものための手当	・国庫負担金（義務的経費）
こども園給付（仮称）・地域型保育給付（仮称）	・国庫負担金（義務的経費） （参考）現在の保育所運営費は、国：地方 = 1：1
市町村事業	・国庫補助金（裁量的経費） （参考） 現在の次世代育成支援交付金（ソフト交付金）は、国：地方 = 1：1 現在の児童育成事業は、事業主：地方 = 1：2

市町村における会計

国からの交付金は、子ども・子育てのために使われるものであるため一般会計での対応を基本とする。あわせて、地域の実情に応じ、例えば地方版子ども・子育て会議（仮称）において費用の使途実績、事業の点検評価を行うことなど通じ、子ども・子育てに使われたことが確認できることとする。

国における会計（子ども・子育て勘定（仮称））

国における会計については、事業主拠出を求めることを踏まえ、区分経理（特別会計における勘定）を行う。

子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提。

・子ども・子育て会議(仮称)

子ども・子育て会議（仮称）＝ 関係当事者が主体的に子ども・子育て支援施策にかかわる、新たな行政運営の仕組み **修正**

有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援施策のプロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国の審議会等として子ども・子育て会議（仮称）を設置

< 会議の所掌事務 >

（１）策定に当たって会議に諮ることを義務づける事項

基本指針

給付の内容・費用負担のあり方に関する事項

（２）必要に応じて会議で調査審議を行う事項

子ども・子育て支援法（仮称）の施行に関する重要事項

費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価（PDCA機能）

これにより、透明性を担保し、効果的かつ効率的な制度運用を確保。

構成員については、費用負担者や実施者（自治体関係者）を主体とする。

子ども・子育て会議（仮称）は、費用負担者や実施主体（地方公共団体関係者）のほか、上記のような幅広い関係者が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組み。

地方公共団体においても、子育て当事者、労使代表、子育て支援当事者等、有識者^{修正}に~~関係~~関係当事者が、地方公共団体の子育て支援施策の一定のプロセス（計画策定 - 実施 - 評価 - 見直し（P D C A））等に参画・関与できる仕組み（地方版子ども・子育て会議）を設けることが必要。

地方公共団体の判断により、国に設置する会議と同様の事務を所掌する合議体が設置できる旨を法定。

地方公共団体に合議体を設置することは、特に小規模な市町村の事務負担、子育て当事者の数が限定的であること等を考慮し、義務付けは行わない。

ただし、こども園（仮称）の指定等の行政権限について、透明性を確保するため、当該権限を行使する際には、合議体を置く場合にはその合議体の意見を聴くこととし、合議体を置いていない場合には、類似の機能を有する既存の合議体の意見を聴くこととする。

いずれの場合も、合議体の構成員について、住民その他の関係者の意見を聴き、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた調査審議が出来るように配慮。

. 費用負担

新システムの費用負担のあり方について

修正

基本制度案要綱においては「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。

新システムの国・地方の費用負担

（１）子どものための手当

「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成23年12月20日内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意）により決定された国と地方の費用負担の割合。

（２）こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）

それぞれの給付における国と地方の役割分担や、私立保育所、私立幼稚園に係る現行の制度等を踏まえて設定。

公立施設に対するこども園給付（仮称）は、市町村が10 / 10負担

（３）子ども・子育て支援事業（仮称）

国と地方の役割分担や、現行の事業等を踏まえて設定。

子ども・子育て施策については、公費で負担することが基本。
事業主拠出の水準は、現行制度における事業主の負担をベースに設定する。
事業主負担の在り方については、の見直しに際して改めて検討する。

新システムは、事業計画の期間(5年)を一期間とした中期財政運営を基本とする。

事業主拠出を充当する対象範囲は法定する。
具体的には、子どものための手当と両立支援のための子ども・子育て支援事業(仮称)(放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病後児保育事業。これらの事業の質の改善に要する経費を除く。)に充当することとする。

の見直しに際し、事業主拠出の充当範囲については、受益と負担の対応関係を踏まえた見直し を検討する。

事業主拠出を充当する割合について、子どものための手当については、「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」(平成23年12月20日内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意)により決定されたとおりとする。
また、両立支援のための子ども・子育て支援事業(仮称)に対して事業主拠出を充当する割合については、従来どおりとする(交付要綱等において設定)。

事業主拠出は、従来の児童手当拠出金と同様に、厚生年金ルートでの拠出とする。

社会保障・税に関わる番号制度(マイナンバー)の活用等による新たな徴収ルートを求めることについては、事業主間の公平性を確保する観点から、マイナンバーの利用開始を踏まえ、改めて検討。

上記の事業主拠出を充当する対象範囲の給付・事業については、事業主拠出の額を勘案して「拠出金率」の上限について法定し、政令で拠出金率を定める。

法定する上限は、政府のH24年度予算案と整合性を図る必要から1.5%とする

拠出金率に関し、事業主が意見を申し出ることができる旨を法定する。
その際、事業主の意見提出の機会を実質的に保障するため、政府は十分な情報提供を行うとともに、事業主代表との意見交換を十分行い、提出された意見は尊重するものとする。

概算・清算等の仕組みについては、別途検討。

事業主拠出金の使途については、労使を始めとした関係者が参画する子ども・子育て会議(仮称)で定期的にチェックし、透明性・効率性を確保する。(で既述)
また、定期的に事業主との意見交換を行うこととする。

新たな制度における利用者負担について(案)

新たな制度における利用者負担の基本的考え方

新システムにおける利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

ただし、給付単価を限度とする。

利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

新たな制度における利用者負担の具体的なイメージ

(1) 保育の必要性の認定を受けた子どもの場合

現行の保育制度の利用者負担の水準を基本に、所得階層区分ごと、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額(月額)の負担を設定する。

ただし、3歳以上の子どもについては、保育に関しては、現行、一定階層以上の利用者には保育単価限度以上の利用者負担を求めておらず、また、保育の必要性の認定を受けない子どもに係る利用者負担のあり方との整合性を考慮し、できるだけ簡素な仕組みとする観点から、一定階層以上については、一律の負担とする。

新システムは市町村が事務を実施するものであり、市町村実務の簡素化の観点から、所得階層の区分は、市町村民税額を基に行う。

現在、幼稚園は市町村民税額、保育所は所得税額に基づき、所得階層の区分が設定されている。

同一世帯の複数の子どもが保育サービス等を利用する場合、現行制度と同様の多子軽減措置を導入する。

多様な保育サービスに係る利用者負担についても、毎日利用が基本である家庭的保育や小規模保育等については、同様の整理を基本とする。

延長保育や病児・病後児保育などの利用者負担は、現行の各事業との整合性等を踏まえ、別途整理する。

新たな制度における利用者負担の具体的なイメージ(続き)

(2) 保育の必要性の認定を受けない子ども(標準時間利用(学校教育のみ))の場合

現行の幼稚園制度の利用者負担の水準を基本とする。

その上で、長時間利用児の利用者負担の考え方との関係については引き続き整理。

(3) 利用者負担の設定方法

利用者負担については、(1)・(2)に掲げる全国基準額を踏まえ、市町村が費用徴収基準額を定めることとする。なお、実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については一定の要件の下で施設が定める(「中間まとめ」より)。

現行の保育所においては、各市町村が利用者負担額を定めている。

現行の幼稚園は施設(公立の場合は市町村)が保育料等を設定し、市町村が保育料等軽減のための補助額を定めている。

この際、各市町村が単独事業として利用者負担を軽減する措置については、現行と同様、各市町村の判断で行うことは妨げない。(財源の手当の方法は別途整理。)

3歳未満児の利用者負担の変更のイメージ

〔・長時間は現行ベース、短時間は長時間の一定割合に設定する。〕

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
生活保護世帯	-	0円
市町村民 税非課税世帯	-	9,000円
市町村民 税課税世帯	~ 330万円	19,500円
所得税額 40,000円未満	~ 470万円	30,000円
所得税額 103,000円未満	~ 640万円	44,500円
所得税額 413,000円未満	~ 930万円	61,000円
所得税額 734,000円未満	~ 1130万円	80,000円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円以上	1130万円~	104,000円 (保育単価限度)



階層区分	定額利用者負担	
	長時間	短時間

現行の保育制度の利用者負担を基本とする

長時間利用の負担額の一定割合を基本とする

- ~ : 第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ~ : 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

- ~ : 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。ただし、給付単価を限度とする。

3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子どもの利用者負担の変更のイメージ

〔・長時間は現行ベース(但し、一定階層以上については一律負担)、短時間は長時間と標準時間(私立)の中間程度に設定する。〕

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
生活保護世帯	-	0円
市町村民税非課税世帯	-	6,000円
市町村民税課税世帯	~ 330万円	16,500円
所得税額 40,000円未満	~ 470万円	27,000円 (保育単価限度)
所得税額 103,000円未満	~ 640万円	41,500円 (保育単価限度)
所得税額 413,000円未満	~ 930万円	58,000円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円未満	~ 1130万円	77,000円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円以上	1130万円~	101,000円 (保育単価限度)

- ~ :第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ~ :第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯



階層区分	定額利用者負担	
	長時間	短時間
	但し、一定階層以上については一律の負担)	長時間利用と標準時間利用の負担額の中間程度を基本とする

- ~ :現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。ただし、給付単価を限度とする。

3歳以上の標準時間(学校教育のみ)の利用者負担の変更のイメージ

- ・現行の利用者負担の水準を基本とする。
- ・その上で、長時間利用児の利用者負担の考え方との関係については引き続き整理。

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		公立	私立
生活保護世帯	-	4,900円	6,600円
市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	-	4,900円	9,100円
市町村民税 所得割課税額 34,500円以下	~360万円	6,500円	16,100円
市町村民税 所得割課税額 183,000円以下	~680万円	6,500円	21,300円
市町村民税 所得割課税額 183,001円以上	680万円~	6,500円	25,200円



階層区分	定額利用者負担	
	公立	私立

現行の負担水準を基本とする。その上で、長時間利用児の利用者負担の考え方との関係については引き続き整理。

~ :第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

現行の保育料:実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

~ :現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。ただし、給付単価を限度とする。

既存の財政措置との関係について(案)

修正

公立のこども園(仮称)について

【基本的な考え方】

現行、公立施設については、運営に当たって、経常経費が私学助成の対象となる私立幼稚園、運営費の対象となる私立保育所とは異なり、公立幼稚園、公立保育所ともに一般財源化され、地方交付税により財政措置がなされており、地方自治体の責任において施設の設置・管理運営を行っている。

「こども園給付(仮称)」の創設に伴う公立施設の取扱いについては、重要な役割を果たしていること、また、公立・私立といった設置主体の類型によらず、同一の理念の下で実施することが望ましいことを踏まえ、公立施設についても、新システムの対象として、「こども園給付(仮称)」に含めることとする。

その際、地域住民による利用に際し、直接的に影響が及ぶ保育の必要性の認定、公的契約など給付に伴う手続に関しては、設置主体によって手続き等が異なると、利用者・現場にとって混乱を生ずるおそれがあることから、公立・私立共通のものとするを基本とする。

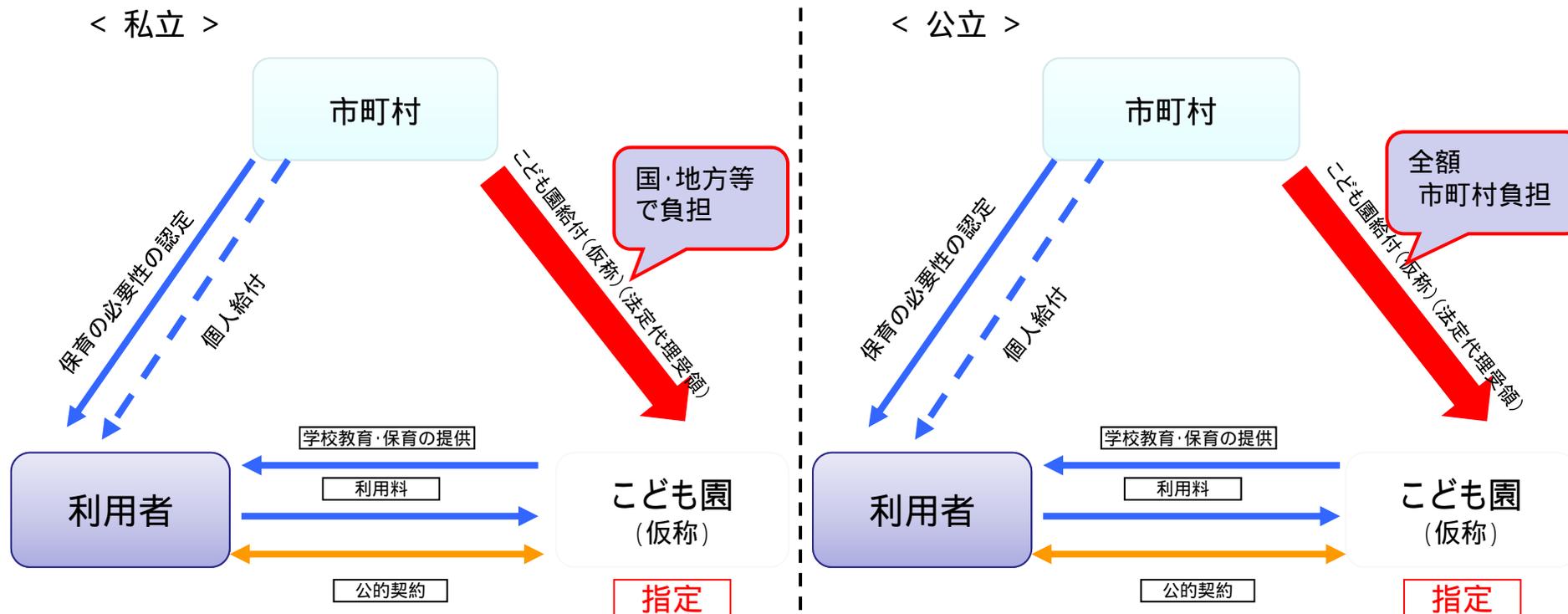
給付の財源構成については、前述の通り公私で異なる現行の財政措置との関係、地域主権の議論との関係、等を踏まえつつ、具体的な制度設計を検討することとする。

その際、公立施設におけるこども園給付(仮称)の財源については、市町村10/10とし、国の「子ども・子育て包括交付金(仮称)」の対象外として、現行どおり、地方交付税により措置することがこれまでの地域主権の流れと整合的と考えられる。

公立こども園(仮称)の財政措置(イメージ)

【イメージ】

公立こども園(仮称)も新システムの対象 = 費用負担は市町村が10 / 10負担



公立施設は、市町村の責任で運営するとの考え方から、一般財源化されており、これを維持することはこれまでの地域主権の流れと整合的

(課題と対応)

一般財源化後は、地方交付税における積算としての位置付けになり、予算上財源保障の対象範囲が見えにくいとの意見あり。

そのため、一般財源で賄われている公立施設についても、地域の実情に応じ、例えば地方版子ども・子育て会議(仮称)において費用の使途実績、事業の点検評価を分かりやすい形で行うことなどを通じ、子ども・子育てに使われたことが確認できることとする。

公立こども園(仮称)の指定について(案)

修正

都道府県立及び市区町村立のこども園(仮称)どちらも、都道府県知事()の指定を受ける(介護保険法も同様の整理)。

大都市特例、指定・指導監督の主体を都道府県(特例を設ける場合には特例の対象とする範囲)とするのか、市町村とするのかについては、**別途整理**。

都道府県立幼稚園については、現在2園のみ存在し、国による財政措置はないが、県の意向も踏まえ、指定の対象とすることも検討するべきではないか。

指定基準の遵守、指定主体による指導監督等は、私立のこども園(仮称)と同様。

(参考)公立の総合こども園(仮称)の認可等

- ・ 市町村立の総合こども園(仮称)は、都道府県知事()に届出を行うこととする予定。
大都市には権限を委譲。
- ・ 都道府県立の総合こども園(仮称)は、設置認可の手続は不要とする予定。
(都道府県立の総合こども園(仮称)の指導監督等に関する規定は設けない予定。)

公設民営の施設がこども園(仮称)の指定を受ける場合は、公立として指定を受けることとする(現行制度と同様)。

総合こども園(仮称)における公設民営方式の取扱いについては、別途検討が必要。

(1) 私学助成

現行の私学助成のうち、幼稚園運営の基本部分(一般補助)については、原則として、こども園給付(仮称)に統合する。

幼児期の学校教育における多様なニーズに対応する取組(特別補助)のうち、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されているもの(預かり保育、子育て支援)については、その内容を見直しつつ、新システムの子ども・子育て支援事業(仮称)(一時預かり、地域子育て支援拠点)に位置づける。

現在の取組が継続できるよう、子ども・子育て支援事業(仮称)の実施要件等について教育の要素を追加するなど必要な見直しを行うとともに、広域利用の調整のあり方について検討する。その上で、万一広域利用の実態などから市町村事業として実施されない場合には、過渡的な措置として、広域的な見地から都道府県が私学助成の対象とする途を残すことを検討する。

一定の基準を満たす施設において行われる、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われるもの(例:特別支援教育、幼児期の学校教育と小学校教育の連携等のうち特に質の高い特色ある取組)については、幼児期の学校教育を振興するための奨励的な見地から私学助成で対応するが、「設置主体を問わず、同じ取組に対しては同じ支援を行う」との考え方にに基づき、社会福祉法人立も含め総合こども園(仮称)を対象に追加する。

株式会社、NPO等の行う特別支援教育等については、子ども・子育て支援事業(仮称)による支援を検討。

指定を受けない幼稚園の場合は、新システムの枠外で、私学助成を継続する。

(2) 幼稚園就園奨励費補助

現行の私立幼稚園に通う子どもに係る幼稚園就園奨励費補助については、原則として、こども園給付(仮称)に統合し、こども園給付(仮称)の中で、現行制度の負担水準を基本とした利用者負担設定を図ることとする。

現行の公立幼稚園に関しては、新たな制度において、公立こども園(仮称)に通う保育の必要性の認定を受けない子どもの利用者負担について、現行制度の負担水準を基本とした利用者負担設定を図ることとする。

指定を受けない私立幼稚園に通う子どもについては、幼稚園就園奨励費補助その他の保護者負担の軽減のための補助により対応する。

(3) 国立大学運営費交付金

国立大学附属幼稚園については、市町村が新システム事業計画の下で地域の実情等に応じて計画的に整備する施設ではないことから、指定制及びこども園給付(仮称)の対象とせず、引き続き国立大学法人運営費交付金により財政措置することとする。

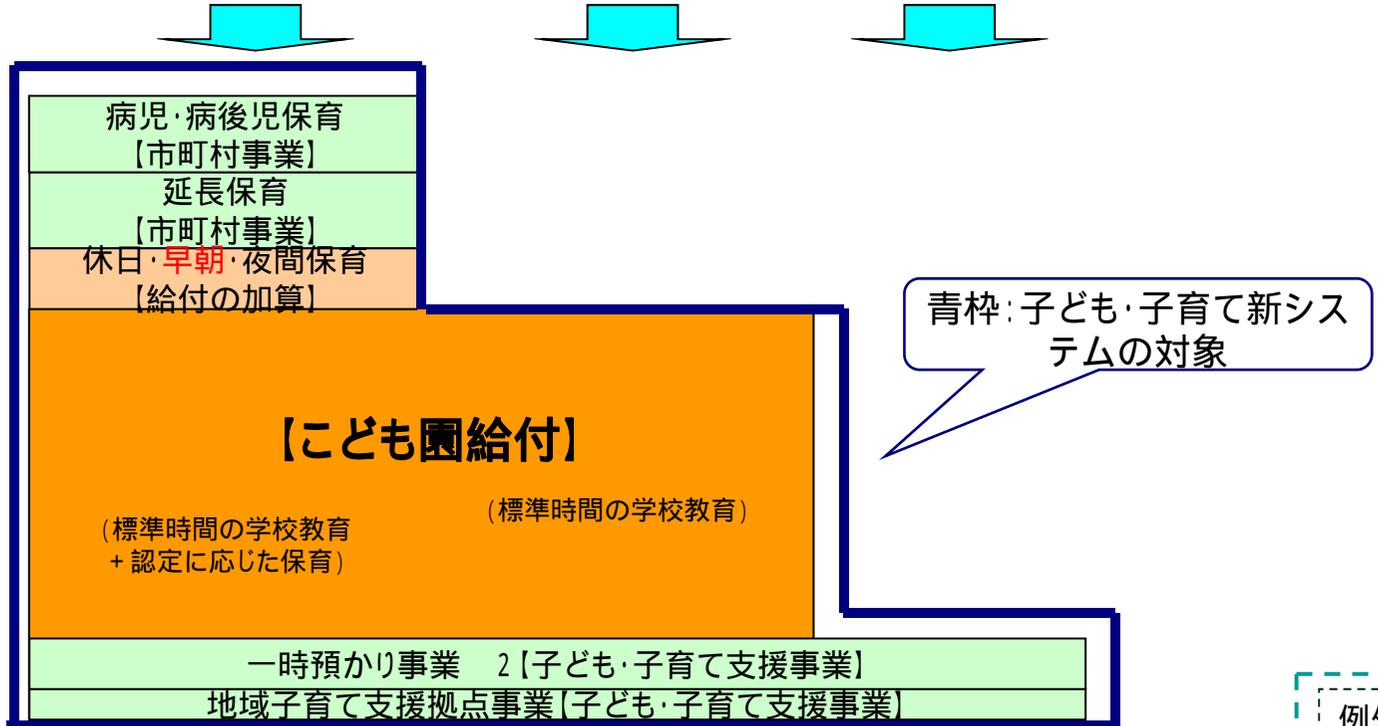
新システムと私学助成

修正

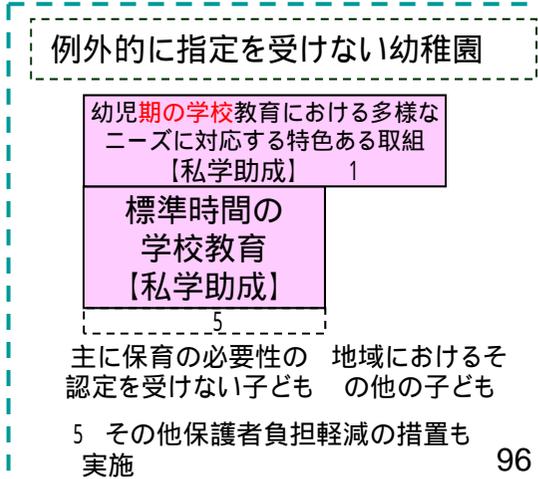
総合こども園、幼稚園

3歳以上の場合

幼児期の学校教育における多様なニーズに対応する特色ある取組【私学助成】 1

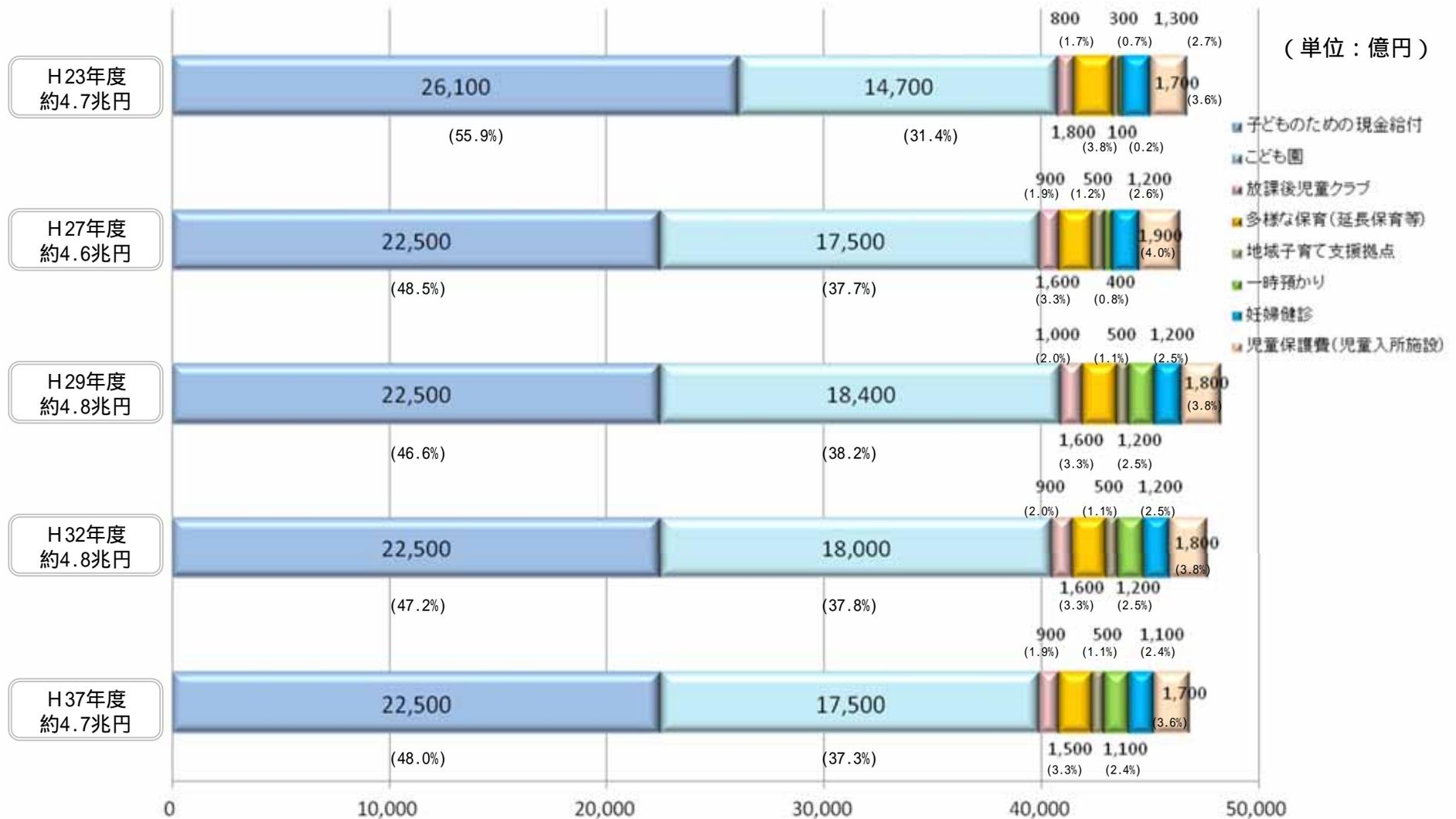


- 1 現行の特別補助の特別支援教育、教育の質の向上等について、今後の幼児期の学校教育振興に必要と考えられる内容に見直しつつ奨励的に支援
- 2 現在の支援内容の見直しを行い、保育の必要性の認定を受けない子どもに対する預かり保育についても、事業の一メニューとして実施。
- 3 総合こども園としての機能 4 幼稚園としての機能



子ども・子育て支援施策に係る費用推計<費用区分別>

子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。



* 第16回基本制度WT(平成23年11月24日)の資料1(費用負担の在り方について)P12でお示した資料について、「子どものための現金給付」の額をH24年度予算案ベースに置き換えしたもの。(+300億)

* H27年度以降の推計については、便宜上H24年度予算案をベースとして計上。(H27年度以降については平年度化のみ加味)(今後、国会での議論を踏まえ、変更があり得る。)

* こども園の費用推計は、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育利用ニーズをベースに算出しており、必要な保育ニーズはすべてこども園として計上している。

新システムの実施に向けた考え方

修正

潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 子ども・子育てビジョンベース

0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消

- ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
- ・ 小規模保育など新たなサービス類型を創設
- ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等

質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)

- ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
- ・ 病児・病後児保育(看護師等の施設への配置を含む。)、休日保育の充実
- ・ 地域支援や療育支援の充実
- ・ 給付の一体化に伴う所要の措置(施設の事務体制を含む。) 等

総合的な子育て支援の充実

- ・ 「子育て支援コーディネーター」(仮称)による利用支援の充実 等

放課後児童クラブの充実

社会的養護の充実

(追加所要額)

1兆円超

(2015年)

- 1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。
- 2 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。
- 3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業者・本人)による費用負担」と記載。新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業者拠出については、現行制度も参考に、事業者拠出の対象範囲の明確化や事業者の意見が用途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。(85頁参照)
- 4 さらに、「平成24年度以降の子どものための手当等について」(平成23年12月20日 内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意)においては、「子ども・子育て新システムについては、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革本部決定)において、税制抜本改革以外の財源を含めて1兆円超程度の措置を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行う。」とされた。
- 5 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)
- 6 指定制の導入等による保育等への多様な事業者主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)
- 7 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- 8 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

. 国の所管及び組織体制について

国の所管及び組織体制について

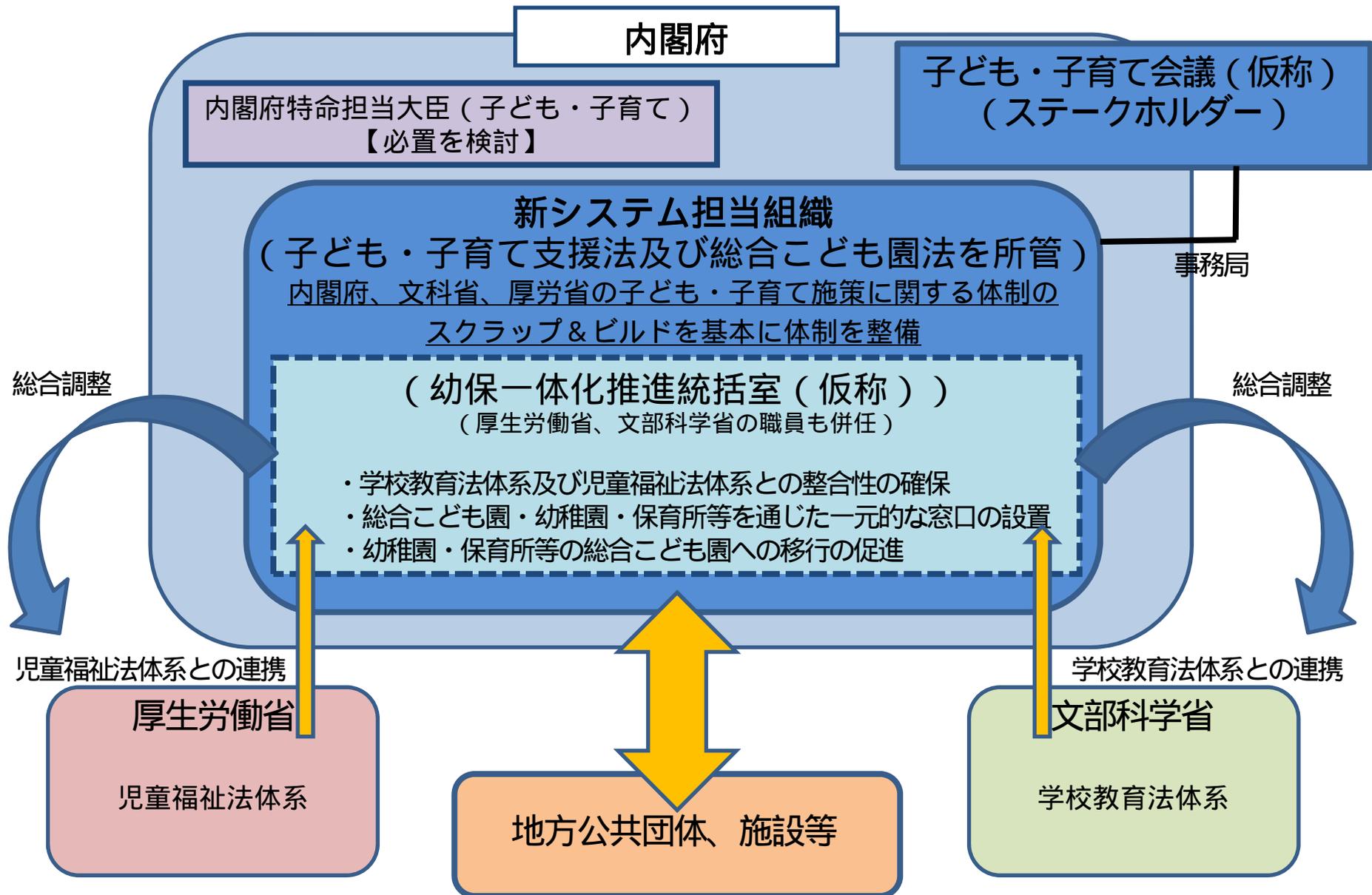
すべての子どもに良質な育成環境を保障する財源・給付に係る「子ども・子育て支援法（仮称）」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。

総合こども園（仮称）は、総合こども園法（仮称）に基づく「一体化施設」であり、子ども・子育て支援法（仮称）を所管することとなる内閣府で所管することが適当。

同時に、総合こども園の認可を受けることにより、その効果として、学校教育の法体系における学校及び児童福祉の法体系における児童福祉施設としての性格を併せ持つこととなり、その限りにおいて文科省、厚労省の所管は残ることから、事務の内容に応じて、両省と調整を図ることとする。

省庁再編の際に実現を目指す子ども家庭省（仮称）の基盤となる組織体制として、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法（仮称）及び総合こども園法（仮称）における権限を、内閣府特命担当大臣の下で、適切に実施するための体制を整備し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせることとする。

内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元的体制（イメージ）
省庁再編の際には子ども家庭省（仮称）へ移行



. ワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランス

基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムの内容として「ワーク・ライフ・バランスの実現」を掲げている。

新システムにおけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、国、地方自治体、事業主の取組については、以下のとおりとする。

国・地方の役割

次世代法に基づく「市町村行動計画」等又は新システム法に基づく「市町村新システム事業計画」（仮称）等で職業生活と家庭生活との両立に関することを規定するとともに、国が策定する指針等でその内容を明示する。

事業主の責務の位置づけ

新システム法にも、事業主の自らのワーク・ライフ・バランスへの取組や、国や地方公共団体の施策への協力を、事業主の責務として規定する。

事業主行動計画の位置づけ

基本制度ワーキングチームにおいて、子育て期の労働者のワーク・ライフ・バランスを確保する重要性についてのご意見があったことも踏まえ、今後、平成27年度以降の取扱いを政府において別途検討する。

（今回は改正しない）